

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十八号

昭和四十八年六月八日(金曜日)

午後一時十六分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

理事 赤城 宗徳君

理事 越智 伊平君

理事 瓦 力君

理事 近藤 鉄雄君

理事 住 栄作君

理事 丹羽喬四郎君

理事 林 大幹君

理事 村岡 兼造君

理事 山崎平八郎君

理事 坂本 恭一君

理事 鈴切 康雄君

出席國務大臣

國務大臣 (防衛庁長官)

出席政府委員

国防会議事務局 長

防衛政務次官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁参事官

防衛庁長官官房 長

防衛庁防衛局長

防衛庁人事教育 局長

防衛庁衛生局長

防衛庁經理局長

防衛庁裝備局長

山口 衛一君

小田村四郎君

鈴木 一男君

高瀬 忠雄君

久保 卓也君

田代 一正君

防衛施設庁長官 高松 敬治君

防衛施設庁総務 部長 河路 康君

防衛施設庁施設 部長 平井 啓一君

防衛施設庁施設 部長 大河原良雄君

防衛施設庁施設 部長 大和田 渉君

防衛施設庁施設 部長 高島 益郎君

防衛施設庁施設 部長 影井 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

防衛施設庁施設 部長 梅夫君

ますので、加藤委員のみならず委員各位の御協力のほどを切にお願いをいたします。

これからの質疑にあたりまして、私は大体みずから全部答弁するのが私の本来の性格であります。が、事柄の事実関係、あるいはこまかな装備等の関係につきまして、それらのことについては政府委員より答弁をさせることを、着任早々というゆえをもってお許しを願いたいと存じます。

ただいまの、領空侵犯の事例等、あるいはまた近海を国籍不明船が航行したこと等につきましては、新聞報道等にもすでに伝えられておるところであります。なお具体的に防衛局長より説明をいたさせます。

○久保政府委員 日本周辺への不明機の来襲と申しますのは、昨年は例年に比べて特に多いというわけではございませんでした。しかし、ことしの一月は非常に多かったということ、それから特に本年の特徴といたしましては、朝鮮海峡を越えまして中国近辺までソ連機が接近してきたのが三回あるということ、沖縄周辺にまでそういったソ連機が来ているということ、これは、最近の国際情勢、あるいは沖縄復帰ということとの関連での回数の新たな出現であろうというふうに思っています。

それから、津軽海峡とか朝鮮海峡にソ連艦艇が従来常駐的にいた場合もございすけれども、最近では断続的にいるようであります。特に最近顯著でありますのは、台湾海峡をソ連艦艇が五隻、五月十二日でありましたか、通過したケースであります。これは台湾政府が台湾に退いてから初めてのケースであるというふうにいわれております。そしてこれに対して台湾側では、台湾の海軍がこれを厳重に監視しておったということが台湾政府のスポークスマンから言われております。しかしこれに対して、航空機がこれを監視しておったということまではわかっておりません。なお、ソ連艦艇のこういつた事柄がどういふような意味を持つかということは、もちろん公表されたものではないので、推測の域を脱し

ないわけではあります。そういう点で最近での新しい事象と申せましようと思えます。

○加藤(陽)委員 いまの台湾海峡通航の事件ですが、私の承知する限り、いままでソ連の海軍艦艇が台湾海峡を通過したことはなかった。新聞で見ますと、台湾へ事前通告をした、こう書いてありますが、これは外務省の方でもいいのですが、そういう事実があったかどうか。これは私はいへん大事な問題だと思っております。

○中江説明員 ただいまの防衛局長から話のありましたソ連艦隊の一部分が台湾海峡を通過した問題につきましては、政府としては、台北発の外電によつて、そういう発表があったということを知っております。台湾の当局はソ連艦隊の動向について事前に通報を受けていたといわれる、こういう報道になっております。それ以上のことは確認されておられません。

○加藤(陽)委員 では、その点はそれでよろしゅうございす。

次に、国際連合の問題について少しお伺いをしたいと思ひます。

わが国の国連の基本方針で、国際連合を強力にいたしまして、世界の安全保障体制としたいという希望を持っております。けれども、国際連合が発足して以来、いまだに十分な力を発揮しておりません。これはどういふ点におもな原因があるかと思ひになりますか、御答弁をお願いいたします。

○影井政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のとおり、国連がその本来の任務である国際の平和と安全の維持、その機能を十分に発揮し得ないということ、御指摘のとおりあるかと思ひます。その理由、原因はいろいろあるかと思ひますけれども、一つは、申し上げるまでもなく、国連の存立基礎でございす大國間の協調ということが十分にはかられていないということがあろうかと考える次第でございす。

そのためにいかにすべきか、これは国際連合が持ちます平和、安全の維持機能、これのための最大の責任を持っております安全保障理事会の機能の強化をはかり、また国連全体といたしまして、紛争の発生あるいはそのおそれがある場合にいろいろの事実調査機能というものを十分に発揮させる、具体的にこれを総会にも持たせる、あるいは事務総長にも持たせるというふうなことが必要ではなからうかと考えております。

○加藤(陽)委員 これは、外務省情報文化局編集の「世界の動き」二月発行の中に「国連の平和維持活動の諸原則の問題は、国連財政問題と並んで目下特別委員会が検討されております」、こう書いてありますが、この検討はどういうふうになされておりますか。

○影井政府委員 国際連合憲章全体に関しまして、これを見直す必要があるのではないかと、これはかなり前からいわれていたことでございす。国連が成立した当初から四分の一世紀以上経て、加盟国の数も当初の原加盟国の数に比較して三倍近くにふえておる。しかもその大部分はいわゆる発展途上国であるということで、客観情勢が非常に変わつてきておるということが言えるかと思ひます。

わが国も、昭和四十四年の総会以来、国際連合のあり方というものを、ただいま申し上げましたような客観情勢の変化に応じて見直すべきじゃないか、具体的に国際連合憲章につきまして改定の余地があるのではないかと、これを唱えてきた次第でございす。これを受けて、昨年の七月一日まで、国連の各加盟国から国連事務総長に對しまして、国連憲章の現在の規定、これについていろいろのコメントを求めるといふ作業が行なわれ、これを受けて、昨年の国連総会におきまして、国連憲章の再検討の必要ということが問題にされた次第でございす。昨年の総会におきまして、国連憲章再検討の必要といふことは過半数によつて認められたのでございすけれども、しかしながら、昨年の総会において、直ちにその

作業に入るといふのは時期尚早ではないか、もうしばらく事前の検討、研究を経て、その結果を持ち寄つて再検討の事業に当たるべきであるという意見が過半数を制しました結果、この問題は来年の総会においてもう一度取り上げる、ただしそれまでの間、この問題に関心を有する各国が集まりまして常時研究を進めていく、こうなつておりますのが現状でございす。

○加藤(陽)委員 特別委員会には日本は入つておるのですか。また、この特別委員会の会合は何度か持たれたわけですか。

○影井政府委員 日本は、その委員会に入つております。

それから、これは必ずしも定期的な会合はやつておりません。また会合の形式も、非公式な会合をかなり開いておる。大体の感じで申し上げまして、二週間に一回ぐらいはこの検討のための会合を開いておるといふ現状であります。

○加藤(陽)委員 いまの国際連合のいろいろな問題がありまされども、一つは、やはり安全保障理事会の構成及び機能の問題だと思ひます。一九五〇年十一月三日の「平和のための統合決議」といふのがありますが、これが集團的な措置をとることについて適当な勧告を行なうことになつてゐるわけですね。安全保障理事会と同じような機能を、拘束力を持たせるような憲章の改正というのは困難なんですか。日本は試みられたことがありませんか。

○影井政府委員 この問題は、御承知のとおり憲章の改正を伴う問題でございまして、手続的に申し上げまして、憲章改正のためには安全保障理事会の常任理事国五カ国すべての賛成を含む全加盟国の三分の二の賛成を必要とするということになつておりますので、見通しは容易ではないといふふうに考えております。

なお、そのような考え方、これを推し進める場所といたしましては、PKOと呼んでおりますが、平和維持機能に関する委員会というののございまして、日本もそのメンバーになりまして、研

○加藤(陽)委員 その次に、先ず皆さんのたいへんな御努力によって生物兵器の制限、禁止の問題は解決をしたわけでありますが、化学兵器の製造禁止の問題はいまだどういふに進んでいるのでありますか、お尋ねをいたします。

○影井政府委員 この問題も、ジュネーブの軍縮委員会におきまして一つの大きな問題になっております。本件につきましては、もちろん理想といたしますところは、全面的に直ちにこれを禁止したいということでございますが、なかなかその実現がむずかしい。わが国は、現在全面的に禁止がむずかしいのであれば、その製造、それから開発ということだけは禁止する、しかしながら、現在貯蔵されているもの、それについては一時的に認めるという考え方をしております。その問題につきましても、やはり現地についての検証ということがなければほんとうの実効は期待し得ないということでございますが、本件につきましても、ソ連側は非常に強硬に反対しているということで、なかなか思うとおりに進捗を見ないというのが現状であります。

○加藤(陽)委員 まだもう少し聞きたいのですが、この問題はあとにいたしました、その次に昨年の十月にきめられました「第四次防衛力整備五か年計画」の策定に際しての情勢判断および防衛の構想というものが発表になりましたが、その中で情勢判断として「最近の国際情勢は、かつての厳しい東西対立期を脱し、全般的な方向としては多極化の方向をたどりつつあり、その間にあって緊張緩和傾向も見受けられる」、こういう文章があるわけでありまして、この「緊張緩和傾向」というものは、どういふ事態をとってそうおっしゃったのであろうか、また、どういふことからこういふ傾向が出てきたというふうにごらんになっておりますか、お聞かせを願いたい。

○大河原(良)政府委員 第四次防衛計画の「情勢判断」の中に国際情勢に対する判断がございまして、過去二年ほどの間に、アメリカと中国、それからアメリカとソ連との関係が新しい展開を見せ

まして、欧州におきましては東西間の各種の交渉が進展を見せております。またアジアにおきましても、ベトナムで和平協定が成立いたしましたし、朝鮮半島におきましては、平和的な統一を追求するための対話が南北の間に持たれております。また、日本と中国との間には昨年の秋国交の正常化が実現するなど、一般的に申しまして、世界は大勢において緊張緩和の方向に進んでいるということが認識されるわけでございます。

しかしながら、他方におきまして、今日の世界では依然として、イデオロギー、それから社会体制の相違等に基づきまして、対立が存在しているという、また米、中、ソ等の諸国が強力な軍事力の維持につとめておられることも事実でございます。また特にアジアにおきましては、緊張緩和の動きと申しますのはいまだやと端緒にいたばかりでございます。各種の不安定要因が各地に根強く存在しているというふうに見ざるを得ないかと思ひます。第四次防衛計画策定の際の情勢判断はこういう認識をもつて行なわれたわけでございます。

○加藤(陽)委員 そこで、これは防衛庁にお伺いをいたしますが、いわゆる緊張緩和の時代になりまして、日本の周辺の各国の軍備というものは縮減をされましたかどうか、その点をお伺いいたします。

○久保政府委員 わが国の周辺では、かりに縮減と見られるものがあるとすれば、それは韓国がベトナムに派遣をしておりました二個師団が帰ってきたこと、五十八万の規模を一応維持するというところで、一個師団でありましたかをなくすということがあつた以外については、量的な問題は格別といたしまして、質的な面での整備はますます増強されているというふうに見るべきであらうと思ひます。

○加藤(陽)委員 私も大体そのとおりだと思ひますね。

そこで、もう一つ、これは外務省にお伺いいたしますが「情勢判断」の中で「しかしながら、ア

ジア地域においては、米・ソ・中三大国の利害が依然複雑にからみ合い、全体として安定した緊張緩和状態に至っていないとみられず、また、その他の諸国間においても種々の緊張要因が存在している」、こういうふうに見ておられる。私は、一体「安定した緊張緩和状態」というものはどういふものであろうかというのを自分なりにいろいろ考へてみるのですが、どうもわからないのです。外務省の皆さんの頭の中にある「安定した緊張緩和状態」というのはどういふ状態でしょうか、お答え願ひます。

○大河原(良)政府委員 かつての冷戦時代を経まして、今日、緊張緩和への一つの動きというものが進んでいるわけでございますが、その裏側には、依然としてアジアにおきましては、アメリカ、中国、それからソ連、この三大国の力関係というものが微妙なバランスをとっていると思ひます。したがって、現在保っておりますバランスというものは、いわばきわめて不安定なバランスでございます。一つそこに不安定要因がもたらされます場合には、現在からいって保たれております安定あるいは緊張緩和への方向というものは、そこでくずれする要因を十分はらんでいるものである、そういう認識に立っているわけでございます。

○加藤(陽)委員 それはわかるのです。私も力の均衡が緊張緩和に作用していることは認めるのですが「安定した緊張緩和状態」というのはどういふものだろうかということについて御説明を願ひたいということなんです。

○大河原(良)政府委員 たとえばヨーロッパにおきましては、西側NATO体制、東側はワルソ体制ということで東西間に一応の安定が保たれておりました。この状態が定着いたしてまいりますならば「安定した緊張緩和の状態」ということがあるいは言えるかと思ひます。

○加藤(陽)委員 わかりました。まあそういうこととではしやうね。しかし私は、これは質問ですから、意見を申し述べることは極力避けたいと思ひ

のであります。スイスの政府が発行した「民間防衛」の中にいろいろなことを書いておりますが「今日の世界は、何人の安全も保障していません。戦争は数多く発生しているし、暴力行為はあつたと断たない。われわれは危険がないと、あえて断言できる人はいらぬだろうか」「スイスは侵略を行なうなどという夢想を決して持つていない。しかし、生き抜くことを望んでいる。スイスはどの隣国の権利も尊重する。しかし、隣国によって踏みにじられることは断じて欲しない」というようなことを書いておられる。こういう認識が私は正しいのじゃないかということをお願いしたいと思ひます。

第一の、何から守るかという点については、まだ十分ではないと思ひますが、一応これで終りまして、次に、何を守るかという問題について少しお尋ねをしたいと思います。

この主権国家が存在する国際社会において、主権国家の存在と生存を確保することは、これはいかなる方法で守るかというとは別として、国際社会における主権国家の存在の事実というものは、これは何人も否定するものではないと思ひます。すなわち、国家がある以上、国家を守ることが何人も否定することはない。ただ手段、方法については議論がございましょう。ただ、国家の要件は、法律的に申しますと、領土と国民と主権というふうにいわれておられる。これを守ることについては、これは議論はないと思ひますが、しかし、われわれが守ろうとしておられるものはそれだけであらうかという問題が私はやはりあると思ひます。

旧軍時代の陸軍士官学校の教員には、われわれは国家の権威を守り国の威信を貫くのだというふうなことが書いてありました。現在どういふふうな觀念に立っているかは、私は少ないだろうと思ひます。それでもやはり外国の憲法の例などを見てみますと、いろいろなことを書いておられるわけですね。イギリスにつきましては、よかれあしかれわが英国という觀念が国民の間に定着をしております。このよかれあしかれわが英国という觀念は、

いまの王室をいただいたイギリスの伝統と秩序と制度だと思ふのです。これがよかれあしかれわが英國というふうなことで表現されているのだらうと思ふのであります。タイ国の憲法、中共の憲法等を見ても、タイ国は憲法の中に、国土防衛と独立と安全及び国民の利益を守る、こういうことを書いてあります。中華人民共和国は、人民革命と国家建設の成果を守り、国の主権及び領土の安全を守る、こう書いてあります。朝鮮民主主義人民共和国は、祖国の自由と独立と平和を守る、こう書いてあります。アルバニアは、国境の安全、国の独立と人民の自由を保障し、及び防衛すると書いてあります。オランダは、国家の利益を保護する、こう書いてあるわけであり、いろいろな規定のしかたがあるわけであり、

日本につきましては、この日本国憲法を読んでみますと、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という文句がある。われらの安全と生存を保持しようというのが憲法本文の文句です。第十三条には、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る、とだけしか書いてありません。何を守るかということ、ほかの法律を見てもなかなか統一していません。たとえば自衛隊法は、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」ということを言っているわけですが、砂川事件についての最高裁判所の判決も、わが国の平和と安全を維持するための安全保障というものは、これは当然だというふうな判決を書いておられるわけであり、自衛隊法のほかでも、「国防の基本方針」では、「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときはこれを排除し、もつて民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある、このように書いておる。それから、これは防衛庁のおつくりになつた、私も責任があるのですが、「自衛官の心がまえ」の中にも「祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る」ということを「使

命の自覚」として書いておられます。また、前に発表せられました「日本の防衛」という本の中には「わが国の防衛とは、われわれの国土の安泰と、民族の文化、自由と民主主義および国民共同の生活の安定と繁栄を守ることである」ということがいわれる国防白書の中の文句であり、

これを統一して、われわれは何を守るのだということを強く国民に訴へかける必要があるのではないかと思ふのですが、これは大臣、いかがでしょう。

○山中國務大臣 私もその点を就任の瞬間から決意いたしました。ということ、私どもの自衛隊員諸君が、みずからはだれのために存在するの、かという最も基本的な問題、この問題について十分自覚と信念と、そしてでき得れば誇りを持たなければならぬ。また、そうあつてしかるべきであります。そしてそれは同時に、周辺住民を含む国民の理解、信頼、そして尊敬にまでそれが高められれば、私はきわめて理想的な姿であると考えます。

そのためには、何を私たちは基本的な心としなければならぬか。この問題は、憲法、あるいは防衛庁設置法、自衛隊法その他もろもろの刊行物等においていろいろの表現がされておりますけれども、逆に申し上げるならば、それは最悪の場合において、私どもはそのようなことが将来もあつてならないと思ひますが、わが国が直接に侵略をされる場合において、いまの日本国民の経済の繁栄、そして個々の国民生活、それぞれ不平不満はたくさんあるとしても、しかし自由というものを満喫し、そしてレジャーブームに見られるように、その面において自由の保障された、そして豊かでありたいと念願しつつ暮らしておる一般国民生活、国民の一人一人の生活というものを根柢からくつがえす状態がそのときに予想されることになるわけであり、そのときに、すべての国民が、自分たちが、最悪の場合において、自分自身

最も愛する妻、子あるいは親、そういう者を含む家庭あるいは地域、自分の財産あるいは生命、そういうようなものを含めて、だれが守ってくれるのかという点については、国民自身も考えてみてもいいことだし、私は、ほかの国ならばそれは絶えず、考えろとか、あるいは考えていいことだという議論の前に存在する問題であると思ひます。いわゆる国家の中の、あるいは民族の中の自分という觀念においての説明とか、あるいはまた、そういうことでなければならぬかという問題以前の前提的な姿であらうと考えます。

しかし、わが国においては、日本の歴史始まって以来の敗戦という打撃の中で、二度と戦いをすまい、自由と平和に徹したいという国民の願ひが憲法を生み、しかも前文の、各国にも信頼を寄せる、日本をまさか侵してくる国はないだらうというところに将来へも希望をつなぎ、そして明確に憲法九条において、私どもの外国を再び脅かすことのない、そして平和な、自由な国であり、民族というものを私たちはつくつていきたいということとを内外に宣明をいたしました。このような憲法というものは、将来はどうか、少なくとも現時点において、私は世界に特異なものであり、また冠たる憲法であると思ひます。

したがって私どもは、外国を脅かすことはあり得ないし、また外国に対して、経済大國即軍事大國の常識が今日まで一部いわれてきましたし、また、その点を日本に対しても危惧する東南アジア諸国等の一部があるやに聞きますけれども、そのようなことは憲法上もできない国家になつておることを、十分われわれとしても努力して知つてもらう。そうすれば私どもは、だれのために存在するの、かということが逐次明確になつてくると思ひます。

すなわち、わが自衛隊というものは、国民のまさかの場合、最悪の場合のためにのみ存在する。しかし、その最悪の場合といふのもいろいろありまして、災害その他の場合もありましようし、いろいろな不発弾処理等の問題等も含めて危険な事柄について、緊急を要する事柄について、もちろん他の機種の合法的な手段において間に合わない、いわゆる許された活動範囲内で間に合わない、数の面において、力の面においてという場合において、離島の患者の緊急輸送その他のことに象徴されますように、われわれ全力をあげて日常の国民生活の安寧を守りたい。こういう一人一人の国民の生活に直結した自衛隊でありたいと願つておりますが、そのことが、幾ら私がここで述べてみても、はたして国民の間に定着をしていくのかと聞かれたときに、私は、完全にそれに満足すべき答えをいまの時点で見出せないことを、きわめて遺憾に思ひます。また国会においても、それぞれの政党における思想なり主張なりというものがあつますが、その存立について、これを前提として認めないという立場をとられていく役所というものは、残念ながら私どもの防衛庁、自衛隊のみである。このことはまず最初に、国民的コンセンサスを得なければならぬと願ひ私たちにとつて、きわめて不幸な事態であると思ひます。

「委員長退席、藤尾委員長代理着席」
しかし、あらゆる立場の人々を含めて、すべての国民のために必要であり、すべての国民が必要とする存在であるということについて、その原点から私は、今後のわが国の自衛のあり方、あるいは自衛隊のあり方について、とことんまでこれを国民に理解していただく努力を展開し、隊員諸君にそれに対する自覚を徹底して、その目的のための士気をふるい立たせてもらいたいものと考えておる次第であります。

たいへん抽象論を並べて、釈迦に説法でございますけれども、そのような基本的な覚悟をもつて臨んでいくつもりでございます。
○加藤(陽)委員 大臣のお考えよくわかりました。やはり軍隊的な組織におきましては、単純明白な使命、目標を与えることが私は非常に大事なことだと思ふのです。これは、よその国の例を見ましても、アメリカは自由を守るとか、中共は解放だとか、ソ連は共産主義化とか、ごく一人一人

までわかるような目標を与えることが大事なのですね。われわれは、民主主義を守るといふことになりまして、民主主義そのものが実は混乱しているわけですよ。われわれの考えておるような自由主義的な民主主義というものと、共産主義者の考える民主主義というものは違ふわけですね。われわれは手続、方法、自由というものを大事に考えるのですが、かれらは、人民のためにということが民主主義だといふふうな観念になっておる。これを理解せよといひましても、なかなかむずかしいと思う。これも長官おっしゃったとおり、たいへんむずかしいことでありますけれども、よくわかるような明白な目標を与えていただくように御努力をお願いしたいと思います。

その次に、いかにして守るかという問題に移りたいと思います。これは各政党の意見が非常に分かれる問題でございます。これには、何としてもまず国と国との間に紛争の原因をなくするという意味におきまして、平和外交政策の展開ということが大事であることは申し上げるまでもございせん。しかし、幾らこちらが平和政策をとっても、相手の国がどう出るかという問題なんです。私は、外交の努力にはやはり限界がある、こう思うのであります。

それはそれといたしまして、これは外務省の方にお聞きしたいのですが、昨年の暮れの「ソ連邦結成五十周年記念式典におけるブレジネフ書記長の演説」を読んでみますと、「同志諸君、わが平和、善隣及び諸国民間の友好の政策の基本的諸原則に立脚して、ソヴィエト連邦はアジアにおける集団安全保障体制の構想を提起した。若干の首都からは、わが提案が恰も中国を「牽制」し、或は「包囲」する目的を有するものであるかのような主張が述べられておる。このような主張は全く根拠のないものである」といふふうなことを言っておるわけですが、このソ連のアジア集団安全保障体制の構想というものは、日本政府に対してどういう形において、どういふ内容が伝えられてきておるのでしょうか。

○大和田政府委員 ソ連のいわゆるアジア安全保障体制構想、これは一九六九年の六月に行なわれました世界共産党大会で、初めてその構想がブレジネフ書記長によって提唱されたわけでございます。ただ遺憾ながら具体的な内容については何ら明確になった点はないと思ふ。

それで、われわれといたしましては、もちろん、アジアの平和と安定というものに貢献することをアジア外交の基本政策としておりますので、非常に深い関心は持っております。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

この構想を、いままでわかつておりましたけれども、先ほど先生も御指摘になりました、一体何に対して何を守るのか。もしソ連との間に安全保障ということを考える場合には、当然のことながら日本の国境、日本の領土を守るといふ問題が出てくると思ひます。これに對しましては、御承知のとおり日ソ間には北方領土問題という問題がございますので、ソ連との間に安全保障を考える場合には、領土問題を解決して平和条約を結ぶということが前提にならざるを得ないといふふうに考えております。さらに、そのほかの点といたしましては、アジアの集団安全保障という以上は、当然のことながらアジア諸国全部が入らなくちゃならないという問題。それからアジアの平和、安全にはアメリカが非常に大きな関係を持っております。これは現実でございます。したがってアメリカというものも入る可能性ありやなしやということも考えざるを得ないと思ひます。それからもう一つ、現在アジアの地域におきまして、二国間あるいは多数国間で幾つかの条約等がございます。それと矛盾する姿で集団安全保障といふことは考えられないのじゃないかといふような問題点をわれわれは検討しております。

以上でございます。

○加藤陽子委員 全く仰せのとおりで、私も非常にむずかしい問題だと思ひます。ことに分裂国家が存在し、ソ連の承認をしていない国もあるわけですね。どういふふうに扱うのだからかなあと思ひます。実を考へておるところなんです。いま話を聞いておるうちに考えたのですが、施政方針演説で田中総理は、アジアの會議を招集したいといふようなことを仰せになっておりましたが、これはいまだどういふふうに進んでおりますか。

○中江説明員 総理の施政方針演説の中にございまして、國際會議を提唱することを検討したいといふその姿勢そのものは、引き続きもちろん変わりはなくございまして、機熟すれば日本が、そういう國際會議のメンバーとしてアジアの平和と安全に貢献できることを期待はしておるわけでございます。しかるに、残念ながらアジアの状態は、先ほどもちよとお話が出ましたけれども、ヨーロッパに比べて、まだ緊張緩和が定着するに至らない状態、いんやいんやも御指摘にございまして分裂國家といふような問題も、まだ包蔵したままの状態でございますので、日本としては機が熟するのを待つて、アジア諸国がそういうことを熱望する段階になれば、こういう構想も現実のものにしていくといふことで、現時点においてはこれをすぐに無理に強行するといふような考えは持っておりません。

○加藤陽子委員 その点はわかりました。いまのあなたのお話を伺いながら考えましたことは、一挙にそういう問題を進めることはなかなかむずかしい問題がたくさんあると思ひます。一昨年、國際連合におきまして、インド洋平和地帯宣言を決議しておりました。その中で日本も特別委員会のメンバーになっておる、中国もこれに入ってきておるといふことなのですが、このインド洋の平和地帯の構想に關する日本政府の考え方及び現在の進行状況はどういふふうになっておりますか。

○影井政府委員 本件につきましては、セイロンからきわめて自然とした提案がなされました。このための委員会に参加いたしました国といたしましては、ただいま御指摘のとおり中国がございしますが、インド洋を平和ゾーンにするためには、そのほかに有力な国も入らなければならぬといふのが私どもの立場でございます。

現在日本が何を考へているかというお尋ねでございます。私ども、まずこのメンバー、十五カ国であつたと記憶いたしますが、それらがそれぞれ一体どういふことを考へているのか、その考えを確かめた上で、それがはたして現実的であるかどうかといふことを確かめながら進みたいといふことで、現在直ちに具体的な考へ方というのを持つておりません。ただ、最初に申し上げましたとおり、これをほんとうに実効あるしめるためには有力な國の参加ということが先決条件であらうといふふうに考へております。

○加藤陽子委員 同じく関連いたしまして、ASEANの中立化構想に對して日本はどういふ態度をとっておりますか。軍縮委員会における西堀大使の演説を見ますと、日本はこれに積極的協力をするのだといふふうなことを述べておられますが、いまこれはどういふふうな實際はなつておるのですか。

○中江説明員 ASEANという機構は、加藤先生も御承知のように、アジアに對するアメリカの政策が、ベトナム問題を契機といたしまして方向転換をするのではないかと、これがアジアでおそれられたときに、アジアの國の中から起こつてきた一つの構想であつたわけでございます。その発想そのものは、これはアジアの國の平和と安定はアジアの國で守らなければならぬ、自分たちの力を合せて平和と安定を維持していかなければならない、そういうアジア諸國の自主的な外交の一つのあらわれである、こういうふうな私どもはとっております。

そういう意味では、アジアの國がいままでいろいろの動亂を各地で持つておつたわけでありまして、ASEANのようないくつかのグループをつくりまして、そして自分の手でつくつていくといふ姿勢そのものは歓迎しておりますし、こういう自主的な姿勢といふものが順調に發展していくことを願つておるわけでございます。

ます。ですけれども、他方ASEANも、そういう構想が出まして、その長い年月がたつておるわけでもございせんし、またその構成メンバーの間には、いままでの歴史的な背景、あるいは宗教の問題、人種の問題あるいは安全保障についてのからみ合いがそれぞれの国によって違ひ、また国境を接している国との関係、いろいろ複雑な問題がありまして、それが一つにまとまってこれを中立の地帯にしていこうというまではまだ相当の時間がかかる、また解決すべき問題がある、そういう点についてはASEANの構成諸国も認識しているようにございまして、中立化構想というものは打ち上げておられますけれども、それをいさぐどうするという段階にはいっておりません。

ASEANそのものは、御承知のように自由と平和と中立というスローガンを掲げておりますけれども、その中の最もむずかしい中立そのものにつきましても、それをどういうふうに概念規定するかというような問題について何度も議論しておるようございまして、ASEANの外相会議、それから閣僚会議というものは非公開になっておりますので、直接には情報はわかりませんけれども、出先公館その他を通じて集めましたところで見ますと、まだその点について完全な概念についての意見の一致はないということで、引き続きそれに向かつて努力をしていく。ASEANそのものは、そのほかに、それぞれメンバーの国自身の持つてゐる国内の経済的な安定の問題、政治的な問題、そういうものもまだあるようございまして、日本政府としても、こういう自主的な外交をしようにというアジアの国の動きを、非常に関心と歓迎の気持ちを持って見守つてゐるというのが現状でございまして。

○加藤(陽)委員 ちよつとこれは意見になるのですが、ベトナム戦争が停戦しましたけれども、完全には終わつていない。しかし、いすれインドシナ戦争というものが落着くときが来ると私は思うのです。そうなら、日本はやはり積極的なアジア外交というものを展開して、ASEAN

Nの中立化構想とか、インド洋の平和地帯構想というものを積極的に推進すべきじゃないか、経済的な援助が主にならないうが、というふうに私は思つております。これは私の意見であります。その次は、これも外務省の方に教えていただきたいのですが、日本の国内で、日中及び日ソ間の不可侵条約を結ぶというふうな議論は、政党の中にも公然とあるわけでありまして、私、日ソ及び日中の共同宣言を読んだみますと、その中にいすれも主権及び領土の保全の相互尊重とか相互不可侵というふうなこともうたつており、武力による威嚇または武力の行使を慎むというふうなこともうたつておるわけですね。この日ソ共同宣言は国会の承認を得ておるわけですね。こういうものがあるにかかわらず、別に不可侵条約を結ぶことの意義というものは、どういふところにあるのでしょうか。

○高島政府委員 国連加盟国といたしまして、日本も、それからソ連も中国も、先生御指摘のとおり、すべて国連憲章第二条第三項、第四項の義務を負つておるわけございまして、武力の行使は慎まなければならぬ。特に領土保全に対する武力行使は絶対にしてはならないというふうになつております。したがうして、そういう観点からいたしますと、国連加盟国である以上は、あらためてまたさらにそういうことを条約で約束する必要はないというのが法律論だと思います。ただ、日ソ共同宣言の場合は、日本はまだこれに入つておりません状態でございますので、特に国連憲章第二条の原則を共同宣言の中に引用した意義はあらうかと思ひます。

それから日中の場合につきましては、現在日本も中国もともに国連加盟国といたしまして、先ほど先生御指摘の国連憲章第二条に基づく義務を負つておりますので、法的には特別に義務はございせんけれども、特に共同声明におきまして、いわゆる平和五原則の一つとして不可侵ということをお願いいたしました。また、その項に引き続きまし

て、国連憲章の原則をまたもう一回繰り返しております。

そういうことでございまして、法的に申しますと、ソ連との関係におきましても、また中華人民共和国との関係におきましても、日本があらためてまたそのような武力不行使を約束する必要はないというところは言えます。しかし、これは非常に政治的な問題でございまして、不可侵条約というものを結んでさらに相互不可侵ということを法的に再確認するという意味では、政治的に非常に重要な効果があるかと思ひます。私もそういう意味で、法的な必要は特別にはないといつたしましても、政治的な意味は非常にあらうかというふうに考えております。

○加藤(陽)委員 その点はよくわかりました。それからもう一つ教えていただきたいと思うのですが、ブレジネフ書記長の演説を読んでもありますが、中国指導者は彼等が冷戦ソ連邦の側からのなんらかの脅威を危惧しているかのごとく声明している。若しこれらの声明が偽善的でないならば、一体何が故に中国は、一九六九年以来再三に亘りわれわれによつて提起された一方が他方を攻撃しないという明白にして確固かつ恒常的な義務を負うとの提案を回答なしに放置してきたのであらうか、こういうふうなことを言つてゐるわけですね。中共とソ連との間には中ソ友好同盟条約というものがあつて、第五条を読みますと、「両締約国は、友好と協力との精神をもつて、また、平等、互恵、国家主権及び領土保全に対する相互尊重の原則、並びに他方の締約国の国内事項に対する不干渉の原則」に従つて経済的な協力を遂行する、こういうふうなことをうたつてあるわけですね。こういうふうな条約というものと、また武力行使をしないという条約の締結を提案することとの間には、どういふふうな意味があるのかということが、私、不可侵条約というものを考える上においてわからないのですが、これはまたお答えいただきたいと思います。

○大和田政府委員 御指摘のように、一九五〇年に結ばれた中ソ条約には、領土保全、あるいは侵略を受けた際の相互援助というふうな取りきめの規定がございまして、武力不行使については規定はございせん。ブレジネフが申しますように、ソ連側が一九七一年に武力不行使条約の締結を提案したのは事実でございまして。ただ、それに對しまして、中国側はこれを受け付けないというの事実でございまして。これは法律論と申しますよりも、むしろ両国間の関係にある意味では象徴したものではないか。御承知のとおり、一九六九年以来、両国間の国境紛争を解決しようという交渉は、いまだに続いているような状況でございまして、そういう事実を踏まえて、中国側としてはにわかに対応がなれるという態度ではなからうか、こう考えております。

○加藤(陽)委員 それはいいです。次に、私のいままで言わんとしたところは、外交的な努力は今後も強力にやつてもらわなければいけないわけでありまして、外交的な努力だけでは国の安全保障に十分ではない。結論的に申し上げますと、やはりある程度の防衛力は持たなければいかぬという考えなんです。この見地から、いま政府側の御意見を伺いたいことは、日本で防衛力は要らぬという意見の方がいろいろな根拠で言われるわけですね。それは二つあると思うのです。一つは、この核兵器の時代に日本が通常兵器の防衛力を持つたつて無意味じゃないか、無意味なものは持たないほうがいいんじゃないかと、きわめて耳に入りやすい初步的な意見です。そういう意見の方が多いのですが、これに対する政府の確固たる御答弁をいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 御承知のように、アメリカが核保有国であつて、そして自由国と申しますか、自由主義圏としての南ベトナムの側に立つて長年月の、われわれがどろ沼的な様相を呈したと思ひます、地上戦も空中もいろいろやつたやうであります。一方、北ベトナムは核を持っていない国で

あります。しかしながら、局地的な核兵器といえども、あるいは通常われわれが考えているような巨大殺戮あるいは人類滅亡に至る核兵器といえども、アメリカは使っておりません。これは、使わなかったのではなくて、使えなかったのであると私は思います。ということは、北ベトナムに入るには、一方においてソ連あるいはまた隣接して中華人民共和国という、いずれもアメリカと並ぶ核の保有量を誇る国、並びに近來とみに核装備について懸命である国がそれぞれ友好国家として控えておるわけでありまして、これは局地的問題ではなくて、地球全体の核の引き金に通ずることをアメリカは知っていたに違いないと思うわけであります。

これらのことを考えますときに、中東紛争等も別途ありますが、いずれも核は保有していない。しかし、核を持てているからといって、それがそう簡単に使えるものでないということは、これはもう定着した、核保有国自身がむしろよく知っていることであろうと私は思います。ですから、核の時代において、なまはんな地上兵力ぐらゐ、あるいは海上、航空兵力ぐらゐを持っていたところで、そんなものはしせん税金のむだづかいであつて、かりにまた核戦争でも起こつたら何の足しにもならぬのだという意見も、私は一理あると思ひますが、かといつて、ただいまあげました二地点をあげただけでも、核兵器を一方が持っている立場においての交戦、局地紛争、両方持っている立場においても中東紛争というものが考えられる場合に――私たちは幸いにして島国であります。長い日本の歴史の中で、明治に至るまで鎖国というものが通用したのも、島国であるからにはかならないと思ひますし、日本人のすべてが、いまだどこかの国が突如として自分たちの国を侵してくるであらうというものを現実感としては受けとめ得ない。朝鮮戦争のときに、釜山近くまで共産軍が来たときにも、現実感として日本の国民がはだえにアワを生ずる思いをしたとは断定しがたい節があります。これはやはり、島国としての特

殊な日本の環境のもたらしているものといえましょう。

かといつて、今日の近代兵器の発達した時代において、完全に核兵器の時代になつていくのに、いっせんそんなものを、もちろん、つくらず持たず持ち込ませずというのはいまや国会の決議にもなつておるわけでありまして、そこまではつきりしておるのなら、きれいなさっぱり何にも持たなければいいではないか、そういうことは論理の飛躍であつて、現実には、やはりなぐられたら、相当がまん強い人でも何発目かにはなぐり返したい気持ちにもなるわけでありまして、左のほおをなぐられたら右のほおを出せという教へもあるやうでありますけれども、かといつて、日常生活においても、どろぼうでも自由に入つてもらつていゝといつてすべての戸口を開放し、犬も飼わないという生活は、平和な日本においてもみなあまり考えない。特殊なへんび山奥は別でありまして、うが。そういうことを考えるときに、常識的にいって、国家、民族の独立と平和、そしてまた国民の生命と財産を守る力をすべて放棄するということとは――あなたが先ほど読み上げられた、スイスが永世中立国であることを願ひ、それを守り抜き、常備軍はわずかであつても、国民皆兵的な姿勢をもつて他を侵す意思のない国家の姿は、世界じゅうがそれを承認し、定着しているにもかかわらず、スイス自身に加えられる侵略行為については、国民、男女をあげて断固戦う意思を示している。私は、これは大陸の中の国家であるために当然そういうことが常識として定着しているものと思ひます。

したがつて、わが日本の島国という条件を考えたとき、やはりわれわれは最悪の場合に備えて、核時代であつても、核は持たない、つくらない、持ち込ませないが、自分たち自身の備えだけはしておく。もちろん、よそに対して自分たちが進んで出る、あるいはまた攻められてもよそを攻撃するといふようなことは憲法の禁止するところであるといふ前提を踏まえても、なおかつ、自分たちの

最小必要限の自衛力を専守防衛の立場から持つといふことは何ら異議のないところであらうし、私どもは顧みていささかもこの問題で間違つてゐる点があるとは思ひません。

○加藤陽委員 長官のお考えはよくわかりました。

ひとつこの問題についてお伺ひしたいのですがね。というのは、米ソの間にSALTの交渉が成立したわけですね。このこと自体は私は非常にけっこうなことだと思ひます。しかし、SALTの交渉は、米ソの間の安全は保障したと思ひますが、ほかの国に対する安全は保障していない。ほんとうに世界の安全を確保しようと思へば、戦術的な核兵器とか、あるいは爆撃機とか、こういうものまでも制限しなければだめだと思ひます。これは日本政府としては、米ソ両方にそういうものをやるように働きかけるということではできないものでしょうか。

○影井政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、御承知のように、SALTの交渉、これは現在秘密交渉をやつておりますので、私どもも正確なところはわからないというのが現状でございます。ただ、あえて推測をいたしますならば、これは間違つておるかもしれないけれども、少なくとも爆撃機の問題が取り上げられる可能性は多分にあると思ひます。しかしながら、今回の第二次SALT交渉におきまして戦術核兵器のほうまでいくかどうか、この点は私どももよく疑問に考へております。ただ、これはあくまで私どもの推測にすぎないこととさせていただきます。

○加藤陽委員 その点はそれでよろしゅうございましょう。

さつき長官が一緒に答えをおっしゃつたので困るのですがね。お尋ねしにくいんだが、自衛力を持つ必要はないという議論は、一つは核兵器の時代に役に立たぬじゃないかという議論、もう一つは日本は補給を断られたらどうだという議論なんですよ。補給を断られた場合には何ほ防衛力を持つておつたてしかたがないじゃないかという

ふうな意見もあるわけですね。この点について、はつきりした説明を国民にするようにして、もらいたいと思ひますが、どうでしょう。

○山中国務大臣 補給を断られるという意味には、たとへばいま世界の石油として提起されているエネルギー、ことに石油を中心とする問題もありません。しかしながら、日本としては、日本国民はどこからどのように攻められても、じゅうりんされても、座して死を待てということが国家として要請されているとは断じて思ひません。したがつて、われわれは核を持しません、アメリカとの安保条約の締結の基本である日米の安保を通じての提携によつて、日本が侵略を受けた場合の局地的紛争には、地上、その周辺の海域、空域等において持てるだけの力をもつて懸命の抵抗をする。しかし、もしかりに一時にして抵抗ゼロの姿にするためには核兵器が必要であります、そういう姿勢を示すならば、安保条約によつてアメリカは、日本の安全をアメリカの安全と同じやうにみなして行動してくれるというのが背景にあるわけでありまして、俗にいう核のかさといふものがあるわけでありまして、したがつて私どもとしては、わが国は資源の乏しい国でありますから、われわれ自身がわれわれを守らなければならぬといふその立場と同時に、いつまでも守れるんだという疑問は確かにありますけれども、かといつて守らなくてもよろしいということには帰結しないと思ひます。守れるだけ守る。そしてもちろん石油を中心とし、あるいは弾丸その他もありませんが、武器等もありましようけれども、自分たちは座して死を待つ国民ではない、したがつて、われわれの自由と安全を守るための最低限の、自分の国は自分で守り、自分の民族は自分の力で守りますよという姿勢を世界に示しているのである、かように私は考えております。

○加藤陽委員 ことに、現在の日本の経済規模といふものは、この前の戦争時代の何十倍になつてゐるわけですからね。補給がだめだから防衛力を持つてもだめだといふ議論は、私は非常に飛躍

端的に言えばどうかつみたいな表現にも受け取れますし、あるいはまた、少なくとも相当な決意を示したのだというふうに、いい意味で表現もできるでしょう。

ただこれを、日本に向かって言ったのではなくて、教書として場合によっては世界に向けて姿勢を述べたのであるということに私は着目しました。これは私が考えていることですが、防衛問題というものはすでに外交、経済あらゆる分野からいえるのではないかと思います。またアメリカとしては、逆に経済の問題が窮迫をして、そして先般行なわれましたヨーロッパにおける、私どもからいえば共同謀議みたいな通貨の合議が行なわれたときに、アメリカはすつ飛んで行きました。そのときに日本は呼ばれなかった。しかしアメリカはおそらくドルのたれ流しや威信の低下というものゝの大きな要因の一つに、一番直近な例をとれば、日本との間に四十二億ドルの赤字があるのだだといふようなことも言っているに違いありません。

こういふようなことを背景として考えますと、それらを踏まえてからさせる意図ではなくとも、アメリカ自身がからまざるを得ないような環境があつて、しかもそれを全世界の人々に見られ、あるいは全世界に大統領の決意を述べたと思われ、あるにしてもいかたのない、オープンな文書の中にそれを載せてもいい世界的な環境が、日本を除いてできつつあるのではないかという気が私はいたします。

そういうことを考えますと、アメリカ側においては、そう強い意見ではありませんが、日米安保保条約というものは、アメリカが日本にのみ一方的な義務を負ひ、日本はアメリカに対して負う義務がありませんという点に對する不満があらわにつぶつくすぶつていたことは御承知のとおりでございますけれども、そろそろそれがマンズフィールド上院議員あたりの口では表に出てきましなれば、それらのこともあつて、日本に對して従来の日米安保体制というものに對して何か考え方を變へて

くることがあり得るのではないかと予測も、私たちが一応立てておかなければならぬ。むしろその後あらわれたいエバリー代表等を中心とする経済会議等において表明せられた、あるいはインガソル駐日大使等のその後の講演内容等において顕著な変化の見られたことは、日本のアメリカに対する貿易の、日本側からいへば黒字が、昨年の四十二億ドルに比べて異常な低下を示しつつあり、その傾向は今後も顕著な改善となつて、アメリカのためには好ましい傾向として進みつつある。このことを踏まえて、その後の論議はきわめて両国間においてトーンダウンしている、穏やかになっているということが、私はまた一方において言えると思います。現実にも、あるいはまた形式の上でも、それらのことが日本に対して具体的に、両国の安保体制について言及されていたあと、接触、あるいはまた呼びかけ、検討、そういうものは全くありません。むしろアメリカは、第二の点としてあげられましたように、アメリカのベトナム戦以後の中華人民共和国及びソ連邦というものと、考えられなかった改善が持たれましたために、軍事的には、第二次大戦以降できわめて明白であった東西の冷戦という両極の問題から、多極化された構造の中に極東も据えて考えつつあるに違いない。

また一方において、アメリカ国民の意思あるいは納税者の意思、あるいは上院等において、ベトナム、カンボジア等の経費についての議論に見られますように、アメリカ自身の軍事費というものに對する自動制約と申しますか、相当なうしろ向きに國民の要望にこたえるような政策を出さざるを得ないところにアメリカは来ているのではないかと。

そう考えますと、その両面、すなわち納税者の負担、議會のそれを反映した声、そういうものにとだんだんこたえていく体制をアメリカはとることになるだろう。関東周辺の基地の集約化もその端的なあらわれの一つと言つてもいいかと思つて

し、また、今後沖縄の基地について積極的に努力をしたいと思います。それに対応するアメリカ側の柔軟な現時点における姿勢から見ても、やはり新しい質的なものがアメリカ自身も要請されているのではないかと。しかし、本来の日米安保の持つべき機能というものがそこなわれるようなことは、少なくともアメリカも考えていませんし、日本も予想しなくてもいい状態にあることは間違いないと考えます。

○加藤(陽)委員 いま長官のお答えのようであれば私も安心をするのですが、リチャードソン国防報告を読んでみますと、いろいろなことを言うておりますけれども、一つは、いままでのレーアードの政策だったトータル・フォース・ストラテジー、これに日本も協力してくれということ、短期的には一定の米軍がアジアに駐留する必要がある、しかし長期的に見た場合にはアジアの安全保障は日本と中国とアメリカとソ連という四大国間の相互関係の発展にかかるところがたいへん大きいのだというふうなことをこの国防報告でもいつておるわけですね。現実の問題として見ますと、これはこの前、昨年の委員会ですが、私、話したことがあるのですが、アメリカの戦略配置の重点がだんだん変わってきているように思ふのです。いままで西太平洋岸にありましたが第一艦隊が、第三艦隊としてハワイに根拠地を移しておる。こういう事実が一つある。それから、沖縄の返還の問題についての上院の軍事委員会におけるウェストモラング統合参謀本部議長の説明の中に、われわれは沖縄を返還するけれども、これによるわれわれの能力の損失を最小にする道をわれわれは見出せるのだ、この点からすれば、ミクロネシアの将来の政治的な状態というものが、沖縄との関係におけるわれわれの力の機動的な損失を補償するであろうというふうなことを言うておる。これはすでに沖縄返還のときのアメリカの統合参謀本部議長の証言ですね。それから、最近の新聞を見ますと、テニアンに大軍事基地をアメリカは建設するのだということが書いてあります。

アメリカとしては、これからはやはり戦略的な重点というものが、資源関係等を重視いたしますならば、中部太平洋から南太平洋、さらにインド洋に移るであろうというところは私は想像できる。そうすると、アメリカ側から見た日本の価値というものは、いままでのような前進基地としての価値というものはだんだん減つてくると思うのです。通信基地、第七艦隊の補給基地としての効率はあるわけですね。それ以外の価値というものは、アメリカ側から見てもだんだん減つてくると思うのです。日本との経済関係がうまくいかないということになれば、アメリカは思い切った政策の転換もするのではないかと。私は非常に実は心配しておるのではありません。いまの長官のお話で、エバリー氏とか、あるいはインガソル大使等のお話で、そういふことはないような模様であります。で安心をするのですけれども、私は、どうしても日米安保条約というものは堅持しなければいけない、そのためにはしかるべき協力は日本もすべきである、いままでのような態度ではアメリカは手を抜いていく可能性が非常に多いということを心配するものでございます。これは御答弁は要りません。私の意見を申し述べておいたのでござい

す。やはり日米安保条約に關連いたしました、極東条項の発動はないのだというふうなことを政府は言つていらつしやる。台湾問題がどのような解決になるかわかりませんが、台湾条項を発動する場合もないだろうということも言われておる。朝鮮についても統一が推進されておる。そうすると、日米安保条約によつて日本に米軍が駐留する価値はどこにあるかという意見が、米軍側から見て出てくるわけですね。第七艦隊の修理、補給という点についてはあります。通信基地としての価値も私はあると思う。その点はいじょうふなんでしょうかね。アメリカが引き続き日本に基地を置くことの利益を、彼らは見続けるでしょう。

○山中国務大臣 もの見る角度の問題ですが、アメリカ側のいわゆる日本列島に対する利用価値、日本に対するアメリカ側の必要性ということからだけ日米安保条約が取り結ばれているとは、私は実は思いません。それはやはり、自由主義陣営の中の日本という敗戦国が独立して一人立ちをするにあつて、その当時のいわゆる世界の自由主義の警官と申しますか、そういう立場において、とてもおぼつかないというふうなことから、ある意味で母親的な立場という表現もおかしいのですが、保護者的な形においてつくられた要素も多分にあると思います。でありますから、利用価値の問題だけで日本というものをアメリカが見ておるという考え方をいたしますと、ものの見方を一面において誤るおそれがある。日米友好というものは、貿易の面においても、アメリカも日本もこれを断ち切ることはできない環境に置かれていくわけでありまして、これは将来も変わらないウエート、あるいは重大性を持ち続けているでしよう。そのときに、軍事的に見てアメリカが、日本列島というものが価値がなくなつたから、したがって安保条約というものはやめるのだというふうな言い方をしてくる可能性は、少なくとも今日のアメリカと日本の永続した関係の将来を展望してみるときに、そのような理由からのみでさよならということにはならない。

私も、しかし、アメリカがさよならという形もいろいろありましようから、アメリカ自身の都合というところもありましよう。これは国内的な都合です。そしてまた、アメリカが日本と太平洋を隔てても強いきずなを持ち続けなければならぬ場合に、安保条約そのものはもう要らない、おまえさんの列島には価値がないのだということだけの結論を出すというところは、とても信じられないことであつて、お互いがお互いの両国の繁栄のために、安保条約には経済条項もあります、そういうことも含めて結んであるわけでありまして、今日の日米関係が音をたてて崩壊していく

という事は私は考えられない、そういうふう
思っております。

○加藤(陽)委員 これはアメリカに対する見方
すけれども、アメリカ人は、私の接する限りにお
きましては、ヨーロッパの国々とはやはり人種
に同系統ですからわれわれは親近感を持つてい
るのだ、しかしわれわれと日本人との関係という
のはこれは利害関係だ、利害で結びついている
だということをはっきり言うのがアメリカ人にお
ります、相当な有名な方で。

私、安保条約の締結のときにアメリカへ行つた
のですが、そのときにニューヨーク・タイムズを
読んでおりましたら、今度の安保条約の改正とい
うのは日本側に有利で、アメリカ側には不利だ、
しかし三つの利益があるからニューヨーク・タイ
ムズは賛成するといふのです。一つは、いまま
では期限がなかったのだが、今後は十年間とい
うのは日本を信頼できる。第二は、やはり第七艦隊の
修理、補給の基地として日本を利用できるとい
うのは、これは非常に大きいのだ、もし横須賀、佐
世保というものが利用できないとわれわれはハ
ワイまで帰らなければいけません。さらに横須賀と佐
世保を合わせた能力はハワイにもない、ア
メリカの太平洋岸まで行かなければならぬ、第七
艦隊の戦力というものを落としておくわけにいか
ないのだ、この補充を考えたらいへんな金もか
かるんだ、人もかかるんだ、これが第二の理由で
す。第三は、やはり韓国に駐留しておる米軍に対
する補給の基地として日本というものが非常に有
利なんだ。この三つの利点があるからニューヨーク
・タイムズは新しい安保条約に賛成だといふ
うなことを書いておりました。私は、それくらい
のところがアメリカ人のすなおな見方じゃないか
と思うのです。

日米安保条約を破棄するとか何とかというこ
とは、私はないと思います。しないでしょ。し
かし、破棄しないでも、日本の革新勢力のいつて
おるとおり、実際に空洞化されることも非常に困

るわけでありまして。その点について賢明なる長官
の、この日米安保条約を有効、適切に運営できる
ような基盤をつちかうことについての御考慮をぜ
ひわすらわしたいと思つておられます。

その次に、民社党の皆さんは有事駐留という
ことをいつていらつしやるわけですが、一体有事
駐留というものはいまの安保条約のもとにおいて
できるのでしょうか、どうでしょうか、この点を
お伺いをいたします。

○大河原(良)政府委員 よく有事駐留といふこと
がいろいろありますが、この有事駐留といふことの意
味する内容がどういふものであるかといふことに
よつていろいろ考え方があらうかと思つてい
ます。極端な場合には、通常の状態においては米軍
の駐留は一切日本になくして、まさに有事の場合
に米軍が日本にあらうからつぽの基地に、その
段階において入つてくるといふことをいふ考え
方もありましようし、そうでなくして、アメリカの
実戦部隊はすでに日本に駐留してないけれども
事実上現実の部隊はある程度日本に駐留してい
る、そこで有事の際には実戦部隊の配置が行な
われるといふ考え方もあらうかと思つています。し
たが、有事駐留といふといふかといふことにな
りますと、有事駐留の考え方の中身を十分確定
してからでないか、この考えについてははつきり
した議論ができないんじゃないかならうかと思つ
ます。

現実には、日本本土には米陸軍の実戦部隊は配
置してありませんし、空軍も、沖縄には実戦部隊
はおりませんけれども、本土にはおられない。海兵隊
は沖縄には配置されておるといふ状態でございま
すけれども、かねて日本政府といたしましては、
共同使用という地位協定の規定に基づく米軍の施
設、区域の共同使用の形態を使つてゐる施設、区
域があるわけでございますけれども、こゝらをた
だいまの有事駐留といふ概念との関連におきま
してどういふふうに考えていくべきかといふこと
につきましては、その使用の形態、実態に照らして

考えていかなければいけない問題じゃないかならうか
と思つております。

○加藤(陽)委員 結局、われわれは政策としては
とらぬわけですが、いまの日米安保条約のもとで
も、形によつては有事駐留といふことはあり得る
んだといふことに了解していいんですか。

○大河原(良)政府委員 ただいま御答弁申し上げ
ましたように、したがって、有事駐留といふ
概念がどういふものであるか定義づけられました
上でないか、それについて、政府としてそれを支
持する云々といふことはなかなか言いかねる状態
かと思つています。そこで、共同使用といふ形が現実
にいわれる有事駐留を可能ならしめていける方策で
あるかどうかといふことにつきましても、各施
設、区域の使用の実態に照らして考えていきたい
といふのが政府の立場でございます。

○加藤(陽)委員 時間の関係で次に進みます。
次は、日本が持つ防衛力をどういふふうにか
えるかといふことなんです。まず非武装論とい
うのが日本の国内でもあらうわけですが、非武装論の根
拠といふものはいろいろあるんですが、これは名
前は言いませんが、ある元高級官僚が、人の命と
いふものは絶対だ、人の命があつてこそ自由もあ
り、イデオロギーもあり、宗教もあるんだ、もし
日本が非武装であれば世界が見殺しにしない。ま
た非武装の場合に、かりに侵入してきた場合も、
抵抗するより犠牲が少ないんだといふふうなこ
とを言つておるわけですね。私はこゝろこゝろ議論に
対して非常に憤りを感ずるんです。人間は命さえ
あれば魂はなくてもいいのかといふふうな感じを
私は持つわけなんです。一体世界の非武装国家
といふものは、こゝろこゝろな哲学に基づいて非
武装なんですか。あるいは実際上武装できない
いから非武装なんですか。この辺からまず国民
の皆さんに説明していききたいと思うのですが、
いかがでしょうか。

○久保政府委員 現在、世界で非武装の国家は十
カ国程度あると思つてます。これは人口にしまし
て、一番大きいところでもせいぜい百万以下のと

ころで、小さいところは数方という国家が多いと
思つてます。これらは、それらの国の国際環境から
して非武装で事足りる、その国家の国際環境にお
ける重要性といふことが、さういふことが非武装
で済まされるといふことで、歴史的あるいは国際
関係の場からさういふふうになつてゐると思つて
います。そこで、国際関係の中で重要な国家で非武装
である国家はないといふことでありまして、どの
ような関係があれば、将来その国に対する脅威があ
るかもしれない、それに対する準備のために防衛
力を持つておるといふのが、通常、国家の原則と
私は考えております。

○加藤(陽)委員 その次に、先ほども戦術的降伏
論といふことに関連して申し上げましたが、日本
の自衛隊の構想を、抑止力を重点に考えろといふ
意見、これが相当のインテリの方の中にもある。
いま日本は専守防衛といふことをいつておるわけ
ですね。専守防衛はつこうだと思つておるわけ
です。防衛という構想と、抑止といふことを中心に考
えた構想と、防衛力の整備において違ひが出てく
るでしようか、どうでしょうか。

○久保政府委員 防衛庁の考え方は、政府がとつ
ております専守防衛の力を持つといふことが、
日米安保体制と相まって抑止力になるという考え
方でありまして。これは伝統的な考え方でありま
す。そこでいま御質問がありましたのは、おそら
くこゝろこゝろ御疑問があるかもしれないと思つ
ます。つまり、十分な専守防衛の力を持つことでは
なくて、抑止力として役に立つような防衛力の持
ち方はないだろうかといふ御疑問ではなからうか
と思つてます。実は私も前からさういふ考え方を
持つておるんですけれども、なかなかいい知恵は
出ておりませんので、いままでの考え方としては、
専守防衛の力を持ち、それが日米安保体制と相
まって抑止力になるといふことを、まだ出ており
ませんけれども、御指摘の点はもう少し勉強させ
ていただきたいと思います。

○加藤(陽)委員 それでは、その次は少しこまか
い問題に入りますが、陸上の一千人の増員の根拠

と見通しについてお答えを願いたいと思います。

○山中国務大臣 次の御質問もあることであります。申し上げますが、これは提案理由に説明してあるとおりであります。これはやはり部隊の編成という立場からの必要な数であって、これを増員しないで、欠員の問題は後ほど触れられると思います。が、やった場合には、たとえば砲四門をもつて一個中隊とするという場合において、現在でも、その砲四門を一齐に一発ずつ発射するだけなら、それは能力ありといえますけれども、装備は一個中隊として四門を持っている、しかし能力において、その火砲の威力を発揮する場合に定員が足りませんから、たとえばたま運び等の要員は足りるのだというところになりますと、半分の二門ぐらい、やりくりしても三門がやつとという程度の状態でありまして、少なくとも砲四門という編成体系はある。それを定員を全然ふやさないで、さらに縦に長い国境を新しく接する沖縄県列島というものが入った場合において、全く新しい編成というものを考えないでできるかといえます。今度はやはり、本土のほうのすべてのやりくりというものが、砲四門の一個中隊という形が砲三門の一個中隊という、ちょっと考えられない形態の編成等にもなる可能性があるというように、なかで、これ以上具体的な問題は専門家のほうにまかせますが、その意味において隊の編成上必要なものということで御了解を賜わりたいと思います。

○久保政府委員 陸上自衛隊の場合の定員といえますのは、海空あるいは一般官庁の定員と異なりまして、いわば編成定員ということ、個々の人間の積み上げと申しますよりは、部隊の積み上げというふうにお考えをいただきたいと思うわけでありまして。したがって、現在の十七万九千名の定員といえますのは、そこに部隊が一ぱい詰まっておるわけでありまして。新しく部隊をつくる場合、たとえば沖縄に約一千名のホーク以外の陸上の部隊をつくり出す場合には、その部隊にもう

一つ定員を与えてやらないと部隊のワークができません。その部隊に対してどの程度人間を充足するかという問題は、これはまた充足率の問題でありまして、予算のほうで八十何%というふうにきめられます。そこで、いわば定員のワーク、部隊のワーク組みをつくるためには、実質の人間があるなしとは別に、そういうワークを与えるために定員を千名増やしてやる。これはちょうど、沖縄に千八百人持つてまいるわけでありまして、十八万に對して、その中で一応やりくりしようということ、十七万九千人の中から八百人は捻出をしまして、たけれども、あと千人はどうしても出てこないというところで、千人の増員をお願い申し上げたいというところであります。つまり、定員とは申しますけれども、部隊のワーク、新しい部隊をつくる場合には、定員というものを伴って部隊がつくられる。その充員というものは、充足率というところでまた別の問題である、海空と違った構成であるということ、なかなか御説明しにくいわけでありまして、御了解をお願い申し上げます。

○加藤(陽)委員 これは専門家にはわかっておりますけれども、しろうとはなかなかわかりにくく説明なんです。つまり、一千人ふやしても充足率は前と同じだということになるのか、充足率がふえるのか、予備自衛官のほうに回したらいいか、いやいかとか、いろいろな議論が出ようと思ひます。その問題は、私は賛成したほうですからこれでいいのですけれども、よく説明を考えていただきたいと思ひます。

その次にお伺いしますが、海上自衛隊の問題ですが、平時における防衛力の限界というところで、一回防衛庁が国会に御提案になつて取り下げられた。このこと自体を取り上げるわけではありませんが、前から防衛庁長官は、海上自衛隊の兵力はもう少しふやなければいかぬということを歴代言つていらつしやるわけですね。この説明が、私ども一般の国民の皆さんにするのになかなか苦しいわけですね。

一つ伺いたいのでありまして、明年、海洋法会議が行なわれるわけですが、領海が十二海里になるか、あるいは二百海里ということ主張する国もあるわけですが、領海の幅が広がることによつて海上自衛隊の防衛力というものはいまと構想を要する必要があるかどうか。いまのままでいいのか。たとえば二百海里になつても、いま防衛庁で考えていらつしやるままでいいのかわるかという点をまず第一にお伺いいたします。

○山中国務大臣 海洋法会議というのは、これは日本がいまや少数国になりつつあるという立場にありますが、いざれ変えられる時代は来ると思ひます。また、日本も合意を余儀なくされる環境にあると思ひます。かといつて、二百海里という南米等がとつていふような、そういう海域の合意が国際的に行なわれようとは思ひません。ですから、大体十二海里ぐらいのところになるのではないかという感じもいたしますが、これは会議の進行いかんによつて変わるわけでありまして、少なくともしかし、日本の現在の領海の範囲というものは世界の少数国になりつつある。

そのときに、領海が広がった場合において、日本の専守防衛というものは領海、領空でありますから、当然領海は日本で守るということでありまして、しかしながら、かといつて日本は、領海が広がったからといって、特別にそれが外国にながらうような領海を持つておりません。したがつて、現在の構想で進んでおります四次防を一応総体とする計画を、それによつて変えなければならぬということはないし、またそれに対応する機能は現在のままで十分であろうというふうに一応考へております。

○加藤(陽)委員 海上防衛力の決定の問題は私は非常にむずかしいと思ひます。前回、昨年でありましたが、ここでお尋ねしたときに、一応外航防衛の兵力というものを考へて海上勢力をきめるのだ、しかし運用は外航防衛に充てる場合もあるのだという、ある海域の警戒に充てる場合もあるのだというような説明を承つたように思ひますね。と

ころが外航防衛というものは、だんだんと各国でも問題になつてきており、これは皆さんも御承知でしようけれども、ことしの一月二十二日の、石油の海上輸送問題に関するアメリカのズムワルト海軍作戦部長の上院委員会における証言の中では、アメリカにおいても長距離の海上輸送に對しては弱体である、十分に守り切れないのだということ、を言つておる。ズムワルトは、であるがゆえに石油はカナダとかアラスカとかというふうな方面からもつとるようになつてまいりたいという証言をしていらつたわけですね。ましてや日本が外航防衛構想をもつて海上防衛力を算定するということ自体に、非常に皆さんの納得を得がたい点が出てきておるのじゃないかというふうには思ひます。が、今後の海上防衛力をつくるにあつて、どういふふうな構想の上に立つてやつたらいいのかわ、もしお考えがありましたら……。依然として外航防衛構想に立つて兵力の算定をしていいんだというならそれでもいいし、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは詳しくは局長から答弁させていただきますが、その際において、日本の場合に當てはめてはマラッカ海峡あたりのことが出ておりますが、われわれとしては、従来繰り返して申しております、日本でも私が答弁いたしておりますように、日本のものばら国家、民族の生命、財産の擁護であるといつても、それが領海、領空をはるかに越えて、ましてや他国の領海もはるかに通り過ぎて、マラッカ海峡の油その他の輸送を日本の自力で守るなどというところは考えられないことであつて、むしろそういう証言ですか、そういう意見を表明した人が、日本の憲法をよく知らないために、一般の国民の軍隊と同じような考えでもつて……。○加藤(陽)委員 いや、米国のことを言つてゐるのです。アメリカの海軍でも守れないということですから。

○山中国務大臣 そうですか。ということをお言ひたいと思ひます。日本の場合には、当然憲法上

の制約というのが大きなきがあるわけでありま
すから、これは限られた範囲ということでありま
すので、そういう問題については、いままでの姿
勢と変わってないということだと思ひます。

○加藤(陽)委員 ほんとうに海上防衛力をどうい
うふうにきめるかということが非常にむずかし
い。これは三月十七日の朝日新聞に出ておしま
が、篠原記者、これは私の友人ですが、彼の談話
として、リチャードソン国防長官が、将来、経済
上の補給線を守るため、日本はより多くの役割
を果たすことになるというふうに篠原君に話し
たという記事が出ておるわけですね。これは防
衛庁のほうにその接触はあるのですか、ないの
ですか。アメリカとしてはそういう希望を持つと私
は思ひわけです。

○山中国務大臣 私が連日勉強しております中
で、そのような接触があったということは全くあ
りませんし、ただいまも確かめましたが、そのよ
うな事実はないということでありま。

○加藤(陽)委員 これは、いままでないと思ひま
す、あるいは今度田中首相の訪米のときに出てく
る可能性のある問題の一つだと思ひわけでありま
す。

海上自衛隊の防衛力につきまして、私、気にか
かりますことは、いまのところ、私の知っておる
限り、対潜能力といひますが、対機雷能力といひ
ものはますます海上自衛隊は備えていと思ひの
ですが、対空能力及び対水上艦艇に対する能力が
私は弱く思ひ思ひます。この点はだいいじよう
ぶですか。

○久保政府委員 戦前と違ひまして、今日の戦闘
では水上艦対水上艦というケースは比較的少なくな
つていひます。したがつて、対潜水艦及び対空、防
空という面が強調された艦艇がつくられていひ
ことは御承知のとおりでありま。

そこで、対水上及び対空につきましましては、三イ
ンチ砲及び五インチ砲、これは艦艇に應ひまして
それぞれつくられておるわけでありまして、それ

の速射化ということが戦前の火砲と大いに違つて
おるところは御承知のとおりでありま。

そのほか、対空ミサイル艦、これが二次防から
毎五年計画ごとに一隻ずつつくられておる。DD
Gが一隻ずつつくられておる。しかも、そのター
ターと申します対空ミサイルが、三次防からはス
タンダード型で対空と対水上とを兼ねられるよう
になったというところが特徴であると思ひます。

このほか、対空といひましては、四次防に
できますDDA、三千六百トンの艦には短距離
の対空ミサイルを搭載したい。それから魚雷艇
の改造型、これも四次防に二、三隻出てまいりま
すけれども、これについては、おそらく外国型の
短距離SSMを搭載したいということ、漸次、
短距離の対空ミサイルあるいは対水上ミサイルと
いひものを整備してま。

世界的な傾向でありますので、もちろん十分で
はございませんけれども、そういうような着意で
四、五次防の艦艇も計画をいたしておる。

○加藤(陽)委員 次に、沖繩配備の問題が今度の
法案の重要な部分を占めるわけですが、時間があ
りませんから簡単に答えたいのですが、昨年
の四月十五日に「沖繩への部隊配備計画概要」
といひものをいただきました。大体この概要図の
とおりに配備は進んでおる。

○久保政府委員 その表であるいは暦年の四十七
年十二月末が三千二百人にもなつておるとしま
すれば、現実には二千九百になつておる。そ
して航空機が二十五機の予定は二十一機といひ
うに若干減少しておる。一応いまのところ
では今日まで、陸海空を通じて、約二、三百
名の人員の減はありますけれども、予定どおり進
行いたしておる。

○加藤(陽)委員 非常にけつこうです。
その次に、沖繩に航空混成団といひものを設け
られるようになっておる。まずこれと航空
方面隊とどう違ひかといひこと、これを直轄と
する理由、この二点についてお答えをいたした
いと思ひます。

○久保政府委員 航空方面隊は、御承知のように
法律事項であります航空団といひものが一ないし
四ございひます。それから対空ミサイル、ナイキの
部隊も、一ないし二ないし三、たしかあつたと思
ひますが、そういう部隊で規模が六千名から八
千名くらい、相当大きな規模になります。

ところで、沖繩の航空混成団の場合には、ナイ
キの部隊、それから航空の部隊、これは航空団で
はございひません。航空隊になつておる。それ
も。それからレーダーサイトの部隊。これらの部
隊をそれぞれ統合しておるという意味において
は、性格的には方面隊に準ずるものと考えてよろ
しいかと思ひます。また、人員的には方面隊ほど
はございひません。三千数百名といひことになつ
ておる。いわば小方面隊といひふうな性格
のものと考えられますので、現在はばらばらに指
揮系統をしておる。これを合せて
一本の部隊にする場合には法律事項とするのが適
当である、そういうふうにお考へておる。

○加藤(陽)委員 次に、これは野党の諸君がいつ
も、四次防で攻撃的な兵器を持つておるといひこ
とを絶えず言われま。その例にあげら
れるのが、ファントムでありDDHであり潜水艦
ですね。ところが、私、この間「スウェーデンの
安全保障政策」といひ本を読みましたら、ス
ウェーデンの安全保障政策の中で「いかなる国に
対する脅威とも解されるべきでないような構
造を有する兵器を持つべきである。われわれの防
衛力は通常兵器を装備し、核兵器で装備すること
はない」といひことをいひておる。そこで、他国に
対する脅威と解されることのできないような構造
を有する兵器だ、こゝ彼らと思ひていひのはどう
いひのですか。一体スウェーデンは、私がいまあ
げましたような、潜水艦とか、あるいはDDHと
か、あるいはファントムといひものに對して、ど
ういふふうなこの種の兵器を持つておるか。日本
で申せば、ナイキにしましても百三十キロぐら
いの射程しかないわけですね。私は脅威ではないと
思ひますけれども、スウェーデンがこゝいひ

おる。スウェーデンはいろいろな兵器を持つてい
ひのだといひことを、ちよつとお聞かせ願ひたい。
○久保政府委員 スウェーデンが持つておる
たといひは戦艦は、自衛隊が次期戦艦といひ
まして候補機を選びました場合、F4とか、フ
ランスのミラージュとか、そういうものとあわせて
選定の候補としました場合のドラークン37といひ
ものを持つておる。これはF4に比べますと
足は若干短いわけでありま。やはり二マッハ
をこえます。戦艦機でありま。要撃、対地支
援、それから訓練、偵察それぞれ、言うならば汎
用の戦艦機として開発されたといひられておる。一
流の戦艦機でありま。F4よりも若干目方が
軽いといひえ、それにそれほど劣るものではない
と思ひます。

ただ、スウェーデン政府のほうで申しておる
することを私に解釈しますれば、そういう考
え方のもとに、スウェーデンとしては絶対に核装
備はしない、これはよく申しておる。そしてま
た、現実にはスウェーデンの装備から申します
と、爆撃機を持つておる。しかしながら、
航空機の機数といひものは、ちよつと数字は手元
にございひませんけれども、世界で何番目、日本
よりもはるかに強力な航空機、特にその支援器
材、地上器材を含めると、非常に強力な戦艦
能力、防空能力であるわけでありま。

それから艦艇のほうにつきましましては、これは大
西洋に出るわけはございひません。オースト
ンといひましたか、あそこ海の中で活動する。し
かもあそこ海は数百メートルといひ浅い海であ
りますので、潜水艦にしましても千トン前後の
小型のものが多。他の艦艇も比較的小型。これ
は、日本のように太平洋で活動するわけであり
ません。そういう海洋の特性によつたものだとい
ひふうに考へます。したがつて私は、防衛
能力としましては、御承知のように、地下のい
ろんな倉庫、避難壕、それから潜水艦を隠す壕、そ
ういふようなものを総合的に、言うなればきわ
めて専守防衛的なものになつていひと思ひます。

れども、わが国は、そういった装備そのものでなく、関連器材のほうでまだスウェーデンに劣りませんけれども、専守防衛という点では、スウェーデンと性格的に何ら変わるものではないというふうに確信をいたしております。

○加藤(陽)委員 スウェーデンは国境が続いているわけですが、わが国は四面海があるわけですが、たとえばファントムが二十機や三十機よその国へ行っても、一体どのくらい脅威になりますか。航続距離はありますけれども、スウェーデンは若干短いということでありましかども、私は考え方だと思っております。ヘリコプターを積んだ船が一隻行つたって何ができますか。ほかの野党の皆さんのおっしゃることは私はおかしいと思うのですが、スウェーデンの例がわかればけっこうであります。

その次に、装備について若干伺いたいと思いますが、いまアメリカから供与あるいは貸与を受けた兵器というものはどの程度残っておりますか。

○山口(衛)政府委員 お答えいたします。米軍からの供与等につきましては、御承知のとおり、米軍側におきまして対外援助法に基づきまして行なわれておりますが、対外援助法は昭和三十八年十二月に改正されまして、その時期におきまして先進国への装備品の供与は打ち切られたわけでございます。したがって、現在におきましては、三十八年の七月一日以前に契約したものが最後でございます。その最後の取得は四十四年に行なわれたものが一部でございますが、そのようなものをすべてを含めまして、またそれから現在まで受けました中で、消耗してしまつたもの、もしくは返還をいたしましたものを差し引きまして、おもな装備品について簡単に申し上げますと、たとえば航空機の場合には現在約二百八十機程度でございます。先生御承知のとおり、たとえばF86Fでございますか、あるいはF86F、C48とか、このようなものがございまして、それからその他艦船で約九十隻ございまして、トン数にいたしまして三万二千トン程度でございます。それ

から戦車が約二百両程度でございます。それから陸上自衛隊の關係につきまして、特に現在小銃がやや多く残存しております。そのうちの一部につきましては、現在日本におります相互防衛援助事務所の担当者で相談いたしまして、できるだけ早く米軍でつくつてもらうように交渉を現在進めております。小銃が現在約三万三千丁供与されております。それから短機関銃が約八千六百丁、六十ミリの迫撃砲約七百七十丁、七十五ミリの無反動砲が約三百丁、このようなものがおもな装備品でございます。

○加藤(陽)委員 四次防を立てられましたときに、一体各兵器の稼働率というものはどの程度に見えらっしゃるんですか。

○久保政府委員 四次防では、計画上は装備の稼働率についてのせておりません。ただし、現状におきましては、大抵航空機について見ますと、各種航空機、前後いたしますが、ほぼ八〇％の前後であります。おおよそそのところにはいっていると思ひます。それから艦艇については、護衛艦と潜水艦について約七〇％前後であります。若干低いかと思ひますが、それから戦車につきましては九〇％程度。それから通信器材も、ものによりまして、九〇％あるいは八〇％という程度。これをこの数年間ながめてみますと、大抵横ばいになっている。ものによりましては少しずつ上向いている。つまり新しく採用しましたような兵器については少しずつ上向いている、こういうような傾向にあります。

○加藤(陽)委員 次に、昨年の四次防予算の問題で凍結をされた防衛関係予算ですね、この三月三十一日には執行なされたように聞いておりますが、その執行の状況をお答えを願ひます。

○山口(衛)政府委員 昨年の二月二十六日の閣議了解に基づきまして、T2超音速高等練習機、C1中型輸送機、RF4E偵察機及び超音速練習機の補用エンジン、この四品目につきまして、四十七年度予算につきまして、国防会議及び閣議におきまして主要項目が決定されますまでは大蔵大臣

の承認を行なわないという意味の了解が行なわれたわけでありまして、昨年の十月九日に国防会議及び閣議が行なわれまして、そこで四次防の主要項目が決定されたわけでございます。その後、十三日におきまして内閣官房から衆議院議長の確認が得られた旨、また参議院議長の下承が得られた旨連絡がございまして、防衛庁としましては、昨年の十月十三日以降この関係四機種の取得業務を開始いたしました。ことしの三月の三十一日に大蔵大臣の承認を得ましてこの四機種につきまして契約を完了いたしました。全体の契約は、予算額上におきましては九百六億五千万円というものが当時の予算上の価額でございまして、最近におきまして替相場の変動におきまして、円相場が実質的に高くなつたというふうなものが、たとえばこの四機種の中に含まれます輸入品価格に反映いたしまして、予算額よりも約六十八億二千百万円下がりまして契約を完了することにしたわけでございます。現在のところ、当初の調達計画からだいぶおくれまして、これはいずれも後年度負担が予算上明確にされておりますT2、C1につきましては三年という国庫債務負担行為の時期の限定がございまして、私も今後は、国庫債務負担行為の期限内になるべく調達できるような体制をとらうとしております。関係企業に生産ペースを上げるようにいま勧奨しております。おおむね現在の見込みでは、この期間内に取得できるといふふうに考えております。

○加藤(陽)委員 次に、これは国防会議のほうに伺ひますが、昨年の十月九日に国防会議の議員懇談会の了承事項といたしまして、高度の技術的判斷を要する問題について専門家會議を設けるといふことになっておると承知しておりますが、これはすでに設けられておりますか。

○内海政府委員 まだ設けておりませんが、目下慎重に検討いたしております。一方において、できるだけ早く設けてはどうかという意見もございまして、また私どもも、事務的に慎重に行なわなければならない点もありますので、現在、関係各省とも調整しつつその設置についての仕事を進めておる段階でございます。

○加藤(陽)委員 これは新聞等でもいろいろなことを書いていますけれども、この性格、どういふ人を委員にするのか、運営をどういふふうにするのかという点についてお考えがございましたら、お答えをいただきたいと思ひます。

○内海政府委員 これらにつきましては、事務局長の段階におきましての考えでございますけれども、人選につきましては、事務の性質上、できるだけ客観的な立場に立つて、しかも的確に判斷できる方を選任いたしたい。また、高度の技術的判斷というふうになつておりますので、そういうふうな面におけるどういふ専門の方がいいかという点についても、各省の意見を聞きながら慎重にその選考の基準などを考えていかなければならないと思ひますが、人数におきましては、おおむね十人程度を限度に考えたいと思つておる次第でございます。

○加藤(陽)委員 もちろん人選については十分御配慮のことと思ひますが、つまらない疑惑を起さないように、公正な人選をなさることを希望いたします。

これは、PXLとAEW、この二つのものだけを扱うことになっておるのですか。その他のものもやるのですか。

○内海政府委員 これも事務局長のお答えできる限度内で申し上げますが、私も、昨年の十月九日の議員懇談会の了解事項に基づいての仕事と理解いたしております時点では、そういう意味では、PXL及びAEWに関連する研究開発というふうなものであろうか、こういうふうにか考へます。

○加藤(陽)委員 その次にもう一点伺ひたいのですが、「文民統制強化のための措置について」、四十七年十月九日の閣議決定ですが、この中で、「別紙の事項は、防衛庁設置法第六十二条第二項第五号の「重要事項」として国防会議にはかかると

する」ときめております。その中で「左に掲げる装備の新型式のものについての種類および数量」というのがあつたわけです。これは一体どの段階で国防会議におかけになるのですか。開発の段階ですか。あるいは試作の段階ですか。あるいは量産の段階ですか。また、これを国産するかどうかという点についても、国防会議におかけになるのですか。その場合に防衛庁のほうからは、前に防衛庁調達に関する基本方針におきめになっておるわけですね。国産を原則とするというのを書いていらつしやるわけですが、防衛庁の方針と国防会議との関係はどういうふうな調整なさるのでしようか。

以上の点についてお答え願います。

○内海政府委員 防衛庁のほうからも答弁があることと思ひますが、国防会議の事務局長としての答弁でできる範囲内で申し上げますと、先ほど御指摘のありました十月九日の閣議決定に伴うものにつきましても、一応いろいろ限定がございまして、いわゆる必要な装備というものをどうきめるかということも、十分慎重に防衛庁の意見を尊重しながら考えていかなければならない、こう思ひます。現実、具体的には、本年度の予算を編成した場合に国防会議にはかりましたのは、新型の装甲車がこれに該当するということで国防会議にはかりました。それから将来の問題といたしましては、そういうふうな事例を参考にしながら今後基準を考へていかなければならないと思ひます。

ただ問題は、研究開発ということになり、あるいは国産か輸入かというふうな問題になりますと、防衛庁における本来の職務権限という問題もございまして、きょう直ちに私ここで的確な御答弁を申し上げることを差し控へさせていただきます。後刻また防衛庁ともよく打ち合わせをいたしまして、さらに国防会議の御意向に沿ひまして御答弁をいたすことにいたしたいと思ひます。

○加藤陽委員 次に、最近非常に飛行機の事故が多いことで私心を痛めておるのですが、四月の九日にF104J、十一日にMU2、二十七日にP2

V7、五月一日にファントムE、また昨年はF104の事故が新聞で報ぜられました。これらの飛行機事故につきましても原因を探索なさつたと思ひますが、その原因等がわかつたところあつたらばお知らせをいただきたい。

○大西政府委員 ただいま御指摘のとおり、最近事故が頻発をいたしておりますが、それぞれにつきましてもその原因を究明中でありまして、最近のはまだわかりませんが、四月の初めに起こりましたF104JとMU2について申し上げますと、現在中間段階ではございまして、F104Jにつきましては、夜間訓練中の事故でございまして、おそらくパイロットが自分の機位を見失つて、急いで空中集合するというときに無理な操作をしたのではないかと、そのために失速をして海没をしたというふうに想像いたします。これはいづれにいたしましても、機体があがつておりましたので推定の域を出ませんが、そういうふうな推定をいたしております。

それからもう一件は、九州の新田原の近くで起こりましたMU2でございまして、これは墜落をいたしまして七十分くらいの間に山に衝突をしたという事故であります。これにつきましては、当時の状況を見ますと、非常に気象が悪くなつておつた、それにもかかわらずやや氣象に対する判断が甘かつたのではないかと、そのために、引き返すという判断を的確に行なわなかつたため、そのまま山にぶつかつたのではなかつたかというふうな推測をいたしております。これにつきましてもまだ中間段階でございまして、詳しいことはさらに調査のまゝとつた段階で御報告をいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○加藤陽委員 時間がありませんので、あとをまとめて御質問いたしますから、簡潔にお答えをお願いいたします。

一つは、これは長官にお答えいただきたいのですが、いまの自衛隊の内部の階級の扱いが、前から私、言つておるのですが、幹部と曹、士、こう

なつておるわけですね。将校と下士官、兵というふうに分けておるわけですね。ところが、部隊の実態を見ますと、下士官、いまの曹ですが、これが士、昔の兵と一緒に扱われることになっている身分規則、衛門の出入りというふうなことにつきまして非常に不満を持っております。幹部と曹と士と三つに人事の取り扱いを変へていただくことが私は非常にいいのじゃないかと思ひます。やはり曹というのが各部隊でも縦横の連絡の中心点でありますから、この点にぜひ御配慮いただきたいということ、これをまず長官にひとつお伺ひしたいと思ひます。

○山中国務大臣 いまの点は、確かに御指摘されるような問題点も含んでおるやに私も思ひます。ただしかし、隊外居住等については、曹、士は原則として隊内居住ということになっておりますが、曹は妻帯者については隊外居住を認めるというふうなことで、士と区分は一応いたしておりましたが、さらにそれについて、曹の諸君の隊の実際の行動の中における第一線の責任の分野の重大性から考へて、現行の分け方において手落ちがあるかと判断するやうなことが見つかりましたならば直したい、かように考へます。

○加藤陽委員 ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

その次に防衛医科大学校のことをお尋ねいたしますが、この定員、それから教育訓練の内容、付属病院をどうするか、それから償還金はどれくらい取るのか、資格をとれない者はどういうふうに取りか、まとめてお答えいただきます。

○鈴木(一)政府委員 お答え申し上げます。

医官の定員は、現状申し上げますと、四十七年度末で八百三十六名でございまして、三審別に申し上げますと、陸が六百二十四名、海が百十二名、空が百名でございまして、それに対します現員が、陸が八百八十七名、海が四十三名、空が三十八名、合計二百六十八名でございまして、その充足率は約三〇%に相なつております。

それから付属病院のベッドでございまして、ベッドにつきましても、現在防衛庁といたしましては一千床ほしいというふうな考へております。と申しますのは、現在、防衛医科大学校の医者の養成目的は、総合臨床医と私どもも申しておりますが、これはどういふ医者と申しますと、一般内科につきましても、一般外科につきましても、大体一通りのことはこなすという医者を養成してまいりたい、そういう養成目的に従ひまして、やはり臨床に十分重点を置かなくちゃいかぬ。そうしますと、ベッドサイドの教育ということになりますと、ベッドが要る。教育審議会あたりの報告を見ますと、学生定員一名につきまして十五床が必要であるという一つのめどがあるわけでございますが、そうしますと、防衛医科大学は八十名の定員でございまして二百床が必要でございまして、しかし、管理の問題その他を考慮いたしまして、現在は一床を防衛庁としては希望いたしておるわけでございますが、これにつきましても、四十九年度予算におきましてやる予定にいたしております。

それから償還金の問題でございまして、償還金はまだ全体の卒前教育六年間の全体構想がまゝとまつておらぬ段階でございまして、いまの時点で幾らにするということはきめかねますが、これはいづれ総理府令で定めるわけでございますが、御参考のために申し上げますならば、自治医科大学校におきましては、現在あれは貸与制度でございまして、一千七十六万円というふうな金額を考へておるわけでございます。それらも参考にいたしまして今後十分検討してまいりたい、このように考へております。

それから、現在の医師国家試験の合格率は、加藤先生も十分御案内のように、非常に高い高率を示しております。私どもも、もし法案が通りまして設置されるような状態になりますれば、授業料は無料、月々の手当は学生手当といたしまして二万三千八百円もいただけたらというふうなことを勧奨しますと、そしてしかも所沢というかつこうの地

にあるし、スタッフもいい先生が来るとなれば、相当の志願者が殺到するといふに期待をいたしておるわけでございます。

そんなことから考えますと、私どもの大学を卒業したほとんどの学生は一〇〇％合格するだろうという自信は持っておりますが、御指摘のように、万が一だめな場合には、単に臨床だけではございませぬ、基礎部門にもそういうポストがございませぬので、一回合格しなかつた場合には、もう一年そこにおりながら勉強してもらつてもう一ぺん受けるというふうなことで、いまのところ私どもは、いまの合格率から勘案するならば一〇〇％合格するんじゃないかという気持ちを持っております。

○加藤(陽)委員 最後に基地問題をひとつお伺いしたいのですが、これもまことめてお尋ねいたします。

日米安全保障運用協議会ですね、最近お開きになったようですが、これはどういふふうに進んでおるかということ。

それから基地対策につきまして、私、調べてみますと、周辺整備法第四条の民生安定事業の補助率がほかの事業の補助率より低いものがあるのです。たとえば保育施設、かんがい排水、農業機械、農地保全、漁港、有線放送電話、これらのもので基地周辺整備法のほうが補助率の低いものがあります。基地問題は非常に大事な問題でありますので、ぜひほかの補助率に劣らないような補助率にしたいということ。

それから、今度運輸省から出されました公共飛行場周辺整備法ですか、これを読んでみますと、公共飛行場の周辺の緑地計画とか都市計画なども国が指導し補助をしてやるようになっておるのですね。当然、公共飛行場になされるぐらいのことは、防衛庁でも基地所在地に対してやるべきであるといふような感じがしてならないのですが、この辺はひとつ、長官、お答えいただきたいと思ひます。

昭和四十八年六月十六日印刷

○山中国務大臣 私ども一応、補助率その他については対比してみました。何に対して比べるかという問題があります。たとえば特別に前例のない手厚い措置をとりました沖縄振興開発特別措置法、こういうものと一律に論ずることは困難だと思ひますが、その他の各種法令、たとえば離島振興法等に見られる特例等より、部分的に御指摘の点で劣っている分野もあるように思ひます。ただこの基地周辺整備の場合には、はたしてそのような必要性があるかどうかの問題で取り残されてゐるものもあるかと思ひますが、基本的な問題としては、やはりバランス上をいう姿勢をとらなければならぬ。すなわち地域住民の理解と協力なくして基地機能は完全に発揮できないということを考えて、場合により、その基本的な御指摘はそのまま承つて、私自身が検討して、必要なものは来年度予算で直します。

さらに第二点の、特定飛行場等の周辺整備等、今回手厚くいたそうとしておりますが、運輸省の指定飛行場に対する緑地帯設置の構想等において、両省がやバランスのとれていない点がある、この点は私も気がついております。それらのすぐれた点は、私どもの防衛施設周辺整備法の中にも当然取り入れていかなければ、これは申しわけがその周辺の地区の方に対して立たない、こういうことにもなりますので、これまた現時点においてはすぐには実行できませんが、来年度予算編成、あるいは法律改正等において、実質上も形式上も、そのようなことを国が行なう場合において、まず国が防衛の責めに任ずるために持つておる基地、提供した基地、こういうことを重点に考えていく方針をとつてまいります。

○角谷説明員 運用協議会についてお答え申し上げます。運用協議会につきましては、すでに二回会合を開いておりまして、第三回目を来週の月曜日に開催する予定にいたしております。

御承知のとおり、この協議会は、大臣レベルの安保協議委員会、それから地位協定の細目を協議

昭和四十八年六月十八日発行

いたします合同委員会、この二つの委員会のいわば中間的な存在でございまして、いろいろ安保条約の運営、基地の縮小問題等を討議する場でございます。したがって、第三回、来週月曜開催いたします委員会におきましても、そのような問題を協議したいと考えておる次第でございます。

なお、このほかには安保事務レベル協議会というのがございます。これは協議委員会のすぐ下にある次官ないし次官補レベルの会議でございまして、これも先般開催いたしました。いろいろ会議がございまして、これらの協議の場を通じまして、両国の意思の疎通を十分はかる、このようにいたしておるわけでございます。

○加藤(陽)委員 大体質問を終わりますが、最後に長官に一つお尋ねやうお願いですけれども、防衛問題というものは、いままでタブーにされてきていたような感じが国民の間でも非常にあります。私、非常に残念なことだと思ふ。やはり国民の皆さんが防衛問題を平素の話題にするようになるのは、ほんとうに健全な防衛政策ができるようになるのじゃないかと思ふのです。先年、防衛白書「日本の防衛」というパンフレットが出されました。これは国内でも外国でもいろいろな批判がありました。いろいろな批判がありまして、批判が十分にあつたと思ふのです。ぜひ長官の時代に、また日本の防衛についての考え方、自衛隊の実情というふうなものを国民に知らせるような書類をぜひお出しただきたいということをお願いいたします。

○三原委員長 この際、暫時休憩いたします。午後五時五十二分休憩

午後六時三十九分再開

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の当委員会審議にあたり、円滑なる運営のでき得なかつたことはまことに遺憾に存じます。今後は公正なる委員会運営を行ないたいと存じますので、御了承を願ひます。

○三原委員長 委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審議中の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、審議の参考に資するため、委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し委員派遣の申請をいたしましたと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人数等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、来たる十四日木曜日、午前十時理事會、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十一分散會

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局